

与那国町こども派遣費補助金交付要綱

令和8年3月31日

与那国町教育委員会告示第26号

(趣旨)

第1条 この要綱は、与那国町立学校に在籍する児童生徒の対外活動（島外）に係る費用負担を支援することによって、離島地域特有の条件不利性を軽減するため、予算の範囲内で派遣に要する経費に対し補助金を交付するものとし、補助金の交付に関しては、与那国町補助金等交付に関する条例（昭和33年与那国町条例第1号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。ただし、与那国町児童生徒派遣費等補助金の対象となる派遣に対し補助するものとする。

(補助金交付の対象)

第2条 補助金は、次の各号のいずれかに該当する団体（クラブ活動団体等）に対して、予算の範囲内において交付するものとする。

- (1) 与那国町立学校
- (2) その他、教育長が適当であると認める団体（クラブ活動団体等）

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、別表第1に定める経費相当額で、予算の範囲内とする。ただし、国、県又は各種団体等から補助金等が交付される場合には、当該金額を控除した額を用いて算出する。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体は、事業着手前に交付申請書（様式第1号）に名簿を添えて教育長に提出しなければならない。

(補助金交付の決定)

第5条 前条の規定により申請を受けたときは、申請書等の書類を審査し、その申請に係る補助事業の交付の可否の決定をし、当該申請者にその旨を通知（様式第2号）するものとする。

(補助金の変更申請)

第6条 補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、経費の分売又は補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ変更交付申請書（様式第3号）を教育

長に提出し、その承認を受けること。(様式第4号)

(実績報告)

第7条 実績報告は、事業が完了したときから30日以内又は3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書兼精算請求書(様式第5号)を次の各号に掲げる書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

- (1) 経費の支出に関する書類
- (2) 大会等に出場したことがわかる書類

(補助金交付の確定)

第8条 教育長は、前条の報告を受けたときは、実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付対象事業等の実地結果が交付金の交付の決定内容(第5条の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき交付金の額を確定し、様式第6号により申請者に通知するものとする。

- 2 教育長は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その越える部分の返還を命ずる。
- 3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、教育長は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、実績報告後に交付確定した金額を交付するものとする。ただし、円滑な事業遂行のため必要であると教育長が認める場合は、補助金額の範囲内で交付申請書兼概算払請求書(様式第7号)により概算払をすることができる。

(交付決定の取消及び返還命令)

第10条 教育長は、次に掲げる場合には、第5条の交付決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱若しくは本要綱に基づく教育長の処分又は指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- 2 教育長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限に付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

(検査等)

第11条 教育長は、補助金の交付を受けたものに対して、事業に関する指示又は検査をすることができる。

(補足)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則（与那国町教育委員会告示第161号）

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

項目	対象者及び団体	補助金対象経費	
対外活動	児童生徒及び指導者 (他の機関から支給される場合を除く) ・指導者は、1回の派遣(大会等)ごとに2名以内とする。	渡航費 (県内)	<ul style="list-style-type: none"> ・船賃及び航空賃の額は、現に支払った旅客運賃とする。ただし、沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業実施に伴う割引航空運賃を上限とし、還付金を除いた金額の2割とする。 ・船賃及び航空賃の額は普通席
		車賃 (県内)	<ul style="list-style-type: none"> ・実費額

与那国町子ども派遣費補助金交付申請書

令和 年 月 日

与那国町教育委員会 教育長 殿

申請者
(団团长)

申請区分	学校 ・ クラブ活動団体 (※いずれか一つを丸で囲んでください。)		
住所	与那国町字与那国		
団体・ 学校名		競技等	
代表者	(印)		
電話 番号		Mail (任意)	

次のとおり、与那国町子ども派遣費補助事業に係る補助金の交付を申請いたします。

1. 大会等に係る概要・日程

大会名等			
大会等開催場所 (開催市町村)			
大会等開催日	令和 年 月 日	～ 令和 年 月 日	【 日間】
大会等開始時刻	月 日 午前・午後 時開始	大会等終了時刻	月 日 午前・午後 時終了
派遣の日程	令和 年 月 日	～ 令和 年 月 日	【 日間】
宿泊数	沖縄県内 泊	/	沖縄県外 泊
派遣人数	名 (児童生徒 名 ・ 指導者 名)		

2. 補助金交付申請額

申請額	金	円
-----	---	---

3. 交付申請の算定基礎

種 別	予算額	補助対象経費	対象外経費	備 考(区間、宿泊場所等)
渡航費				
宿泊費				
車 賃				
合 計				

4. 添付書類

- ①大会等開催要項
- ②大会申込書(参加者名簿)
- ③レンタカー見積書
- ④県大会以上の場合は、地区代表であることが証明できる書類(表彰状・推薦状・新聞記事の写し可)

殿

与那国町教育委員会
教育長

与那国町子ども派遣費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった与那国町子ども派遣費補助金について、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金交付額：金 円
- 2 派遣名：
- 3 派遣期間：年 月 日～年 月 日（日間）
- 4 補助金の支払方法：概算払もしくは精算払
- 5 交付条件
 - (1) 交付の目的外に使用しないこと
 - (2) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難な場合は、遅滞なく報告して指示を受けること
 - (3) 事業が完了したときは、期限内に実績報告書を提出すること。
 - (4) 航空機搭乗券等購入の実施前の支出については支出を補完する搭乗を証するものを証拠書類として提出すること。

与那国町子ども派遣費補助金 変更交付申請書

令和 年 月 日

与那国町教育委員会 教育長 殿

申請者
(団体長)

申請区分	学校 ・ クラブ活動団体 (※いずれか一つを丸で囲んでください。)		
住所	与那国町字与那国		
団体・ 学校名		競技等	
代表者	印		
電話番号		Mail (任意)	

年 月 日 付け与教第 号をもって交付決定の通知を受けた標記事業について、
下記のとおり変更したいので、承認願いたく申請します。

1. 変更申請する大会名

大会名等	
------	--

2. 大会等に係る概要・日程の変更箇所

※↓変更後の欄は変更箇所のみ記入する

	変更前	変更後
大会等開催場所 (開催市町村)		
大会等開催日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
派遣の日程	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
宿泊数	沖縄 県内 泊 / 沖縄 県外 泊	沖縄 県内 泊 / 沖縄 県外 泊
派遣人数	児童 生徒 名 ・ 指導者 名	児童 生徒 名 ・ 指導者 名

3. 補助金変更後の交付申請額

申請額	金	円
-----	---	---

4. 変更申請の算定基礎

※↓変更箇所以外もすべて記入する

種 別	変更前			変更後		
	予算額(総額)	補助対象経費	対象外経費	予算額(総額)	補助対象経費	対象外経費
渡航費						
宿泊費						
車 賃						
合 計						

5. 変更理由

6. 添付書類

・変更の際し根拠となる資料(欠航証明書、大会延期通知書、診断書など)

殿

与那国町教育委員会
教育長

与那国町子ども派遣費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった与那国町子ども派遣費補助金について、次のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 変更前交付額：金 円
- 2 変更後交付額：金 円
- 3 派遣名：
- 4 派遣期間：年 月 日～年 月 日(日間)
- 5 補助金の支払方法：概算払もしくは精算払
- 6 交付条件
 - (1) 交付の目的外に使用しないこと
 - (2) 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難になった場合は、遅滞なく報告して指示を受けること
 - (3) 事業が完了したときは、期限内に実績報告書を提出すること。
 - (4) 航空機搭乗券等購入の実施前の支出については支出を補完する搭乗を証するものを証拠書類として提出すること。

与那国町子ども派遣費補助金実績報告書 兼 精算請求書

令和 年 月 日

与那国町教育委員会 教育長 殿

申請者
(団体長)

申請区分	学校 ・ クラブ活動団体 (※いずれか一つを丸で囲んでください。)		
住所	与那国町字与那国		
団体・ 学校名		競技等	
代表者	㊦		
電話番号		Mail (任意)	

年 月 日 付け与教第 号をもって交付決定の通知を受けた標記事業について、
下記のとおり実績報告いたします。

1. 大会等に係る概要・日程

大会名等			
大会等開催場所 (開催市町村)			
大会等開催日	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日 【 日間】
大会等開始時刻	月 日 午前・午後	時開始	大会等終了時刻 月 日 午前・午後 時終了
派遣の日程	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日 【 日間】
宿泊数	沖縄県内 泊 / 沖縄県外 泊		
派遣人数	名 (児童生徒 名 ・ 指導者 名)		

2. 補助金精算請求額・返還額

請求額	金	円	返還額	金	円
-----	---	---	-----	---	---

3. 実績報告の算定基礎

種別	精算額(総額)	補助対象経費	当初対象経費	差額	備考(区間、宿泊場所等)
渡航費					
宿泊費					
車賃					
合計					

4. 添付資料(様式2 領収書等証明書) 支払いを証明する書類(領収書原本等)

※注意: 支払いを証明する書類は、交通費と区間、経路等が分かるものを添付して下さい。

5. 振込先口座

※振込先は申請者(団体長)名義口座とする。

振込希望 金融機関	銀行 農協 金庫		本店	普通・当座	
			支店		
口座番号 (左詰め)			口座名義	フリガナ 名義人	

6. 添付書類

- ①大会等に出場したことがわかる書類・大会結果(表彰状・新聞記事の写し・その他任意様式可)
- ②児童生徒の感想や大会の様子がわかる写真など

殿

与那国町教育委員会
教育長

与那国町こども派遣費補助金確定通知書

年 月 日付けで申請のあった与那国町こども派遣費補助金事業実績報告について、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1 補助金確定額 : 金 円
補助金決定額 : 金 円
交付済額 : 金 円
返納額 : 金 円

2 派遣名 :

3 派遣期間 : 年 月 日 ~ 年 月 日 (日間)

与那国町子ども派遣費補助金交付申請書 兼 概算払請求書

令和 年 月 日

与那国町教育委員会 教育長 殿

申請者
(団体長)

申請区分	学校 ・ クラブ活動団体 (※いずれか一つを丸で囲んでください。)		
住所	与那国町字与那国		
団体・ 学校名		競技等	
代表者	印		
電話 番号		Mail (任意)	

次のとおり、与那国町子ども派遣費補助事業に係る補助金の交付を申請いたします。

1. 大会等に係る概要・日程

大会名等			
大会等開催場所 (開催市町村)			
大会等開催日	令和 年 月 日	～ 令和 年 月 日	【 日間】
大会等開始時刻	月 日 午前・午後	時開始	大会等終了時刻 月 日 午前・午後 時終了
派遣の日程	令和 年 月 日	～ 令和 年 月 日	【 日間】
宿泊数	沖縄県内 泊 / 沖縄県外 泊		
派遣人数	名 (児童生徒 名 ・ 指導者 名)		

2. 補助金交付申請額

申請額	金	円
-----	---	---

3. 交付申請の算定基礎

種別	予算額	補助対象経費	対象外経費	備考(区間、宿泊場所等)
渡航費				
宿泊費				
車賃				
合計				

4. 振込先口座

※振込先は申請者(団体長)名義口座とする。

振込希望 金融機関	銀行 農協 金庫		本店		普通・当座
			支店		
口座番号 (左詰め)			口座名義	フリガナ 名義人	

5. 添付書類

- ①大会等開催要項
- ②大会申込書(参加者名簿)
- ③レンタカー見積書
- ④県大会以上の場合は、地区代表であることが証明できる書類(表彰状・推薦状・新聞記事の写し可)